

2023年度町田市教育委員会

第10回定例会会議録

- 1、開催日 2024年1月12日
- 2、開催場所 第二、三、四、五会議室
- 3、出席者 教 育 長 坂 本 修 一  
 委 員 後 藤 良 秀  
 委 員 森 山 賢 一  
 委 員 関 根 美 咲
- 4、署名者 教育長  
 委 員
- 5、出席事務局職員 学校教育部長 石 坂 泰 弘  
 生涯学習部長 佐 藤 浩 子  
 教育総務課長 高 田 正 人  
 教育総務課担当課長 近 藤 祐 子  
 新たな学校づくり推進課長 小 宮 寛 幸  
 新たな学校づくり推進課担当課長 佐 藤 健  
 学務課長 高 野 徹  
 保健給食課長 押 切 健 二  
 指導室長 大 山 聡  
 (兼) 指導課長  
 指導課担当課長 渡 辺 幹 博  
 (兼) 教職員係長  
 生涯学習総務課長 江波戸 恵 子  
 市民文学館担当課長 野 澤 茂 樹  
 (町田市民文学館長)  
 書 記 馬 目 拓 実  
 書 記 阿 部 榛 果  
 書 記 齊 藤 華 子

書 記  
速 記 士

板 垣 有美子  
帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

## 6、請願、提出議案、臨時代理報告及び結果

請 願 第 7 号 南成瀬地区小学校の統廃合計画を一旦止めて地方自治の本来の姿として、地域に丁寧な説明をし、当事者の声を大切にし、地域の了解をえながら、一緒に進めることを求めます(請願) 不 採 択

議 案 第 2 3 号 町田市教育委員会児童生徒表彰について 原 案 可 決

議 案 第 2 4 号 町田市立学校設置条例(案)について 原 案 可 決

議 案 第 2 5 号 町田市学校保健功労者の表彰及び感謝状の贈呈について 原 案 可 決

臨時代理報告第4号 都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時代理の報告について 承 認

7、傍聴者数 16 名

## 8、議事の概要

午前9時58分

○教育総務課長 会議が始まる前でございますが、傍聴人の皆様にご案内とお願いがございます。静ひつな環境を確保し、円滑な会議運営のために、傍聴者の皆様は、教育長、係員の指示に従っていただきますようご協力をお願いいたします。また、町田市教育委員会傍聴人規則第5条に基づき、会議中の撮影、録音は禁止といたします。定例会が開会いたしましたら、私語等につきましてもご遠慮ください。会議の円滑な運営にご協力くださいますようお願いをいたします。

○教育長 開会に先立ちまして、先ほど事務局から案内がありましたように、傍聴者の皆様には、円滑な会議ができますように、ぜひともご協力をお願いいたします。また、町田市教育委員会傍聴人規則第5条に基づきまして、会議中の撮影、録音は禁止となっております。

ますので、これにつきましてもご理解いただきたいと思います。

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第10回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は森山委員です。

なお、本日は、井上委員から欠席の届け出がございましたが、委員の過半数が出席しておりますので、予定どおり会議を開催いたします。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。本日は請願が1件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第7号を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。また、日程第2、議案審議事項のうち、議案第24号は、今後の市議会における議決案件であり、日程第3、臨時代理報告のうち、臨時代理報告第4号は、人事に関する案件でございますために、両案件とも非公開とさせていただき、日程第4の報告事項終了後に、一旦休憩をとりまして、関係者のみお残りいただいて審議をしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは最初に、請願第7号「南成瀬地区小学校の統廃合計画を一旦止めて地方自治の本来の姿として、地域に丁寧な説明をし、当事者の声を大切に、地域の了解をえながら、一緒に進めることを求めます(請願)」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時02分休憩

---

午前10時03分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問等がありましたら、お答え

くださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○**請願者** 今日には陳述の機会を与えてくださり、ありがとうございます。南成瀬に住んでいる佐藤と申します。

「南成瀬地区小学校の統廃合計画を一旦止めて地方自治の本来の姿として、地域に丁寧な説明をし、当事者の声を大切に、地域の了解をえながら、一緒に進めることを求めます」という請願です。

子どもが2人いて、南成瀬小学校にお世話になりました。当時も1学年2学級でした。私は、最初は仙台の精神衛生相談所で、主に学校に入る前の自閉症の子どもたちの対応をして、これは教育のほうだなと思い、横浜市立の特別支援学校に勤務して、肢体不自由や医療的ケアの子どもたちと一緒に、また隣り合わせの小学校の子どもたちもよく遊びに来たり、給食や運動会なども一緒に取り組んできました。現在は障害者のグループホームの理事をしております。

横浜市教育委員会にも関与しており、校長先生たちとは、インクルーシブ教育の進め方や設置基準に基づく学校の新設など話し合っています。

現在、南成瀬小学校と南第二小学校の統廃合計画が進められていますが、現在の1学年2学級での目の行き届いた教育や通学の時間や安全性などで比較すると、子どもたちにとってはほとんどメリットがありません。町田にもよいところがありますが、今回の町田の統廃合計画は、横浜の感覚では、町田は子どもにひどいことをするなと感じます。

1、今回の統廃合計画は、町田市の地方自治の本来のあり方として大きな問題があります。

地方自治のあり方を考える際に、情報公開制度は1つの手がかりになります。世界ではスウェーデンで1766年、情報公開制度が確立し、日本では初めて1982年に山形県金山町で制定され、47都道府県の中では神奈川県が最初に同じ年に制定します。

神奈川県は、研究者等の準備委員会が情報公開制度に関する調査報告書をまとめていますが、その中で情報公開制度は、「行政運営の基本的理念である『県民との共同作品としての県政』を推進する」としています。

これは町田市で言えば、町田市の市政・教育も市民・地域住民と一緒に進めていきたいと思いますと基本的姿勢を示しています。

今回の統廃合計画は、地方自治で最も大切な「市民・地域住民と一緒に」という点が欠

落もしくは弱いです。

2、町田市で誇りある自由民権の蓄積が活かされていません。

町田市は明治のころは神奈川県でしたが、自由民権運動が盛んでした。自由民権を簡単に言えば、市民一人ひとりが自由に意見を述べて、そしてその意見を大切にして、市政や国政に反映させていくことです。自由民権で活躍された町田の石坂昌孝さんは神奈川県議会の初代議長をされました。そういうゆかりある石坂丈一市長のもとで、自由民権に反して、市民、特に学校のある地域住民に対する丁寧な説明もなく、一方的に統廃合計画を進めるのは大きな問題です。

3、横浜では、学校の統廃合については、横浜市議会の各会派とも「地域の了解を得ているのか」と教育委員会に確認をするので、横浜市教育委員会は1学年1学級になってから、学校のある地域と何度も何年も話し合い、地域の了解をとってから市議会に議案を出しています。そのため横浜市議会では、統廃合については全会一致で可決します。1学年1学級でも地域との結びつきが強く、統廃合の検討に入っていない学校も多くあります。

横浜市と町田市の学校施設の建てかえの比較です。横浜市では学校施設を築70年で建てかえることを基本方針としてきましたが、文部科学省から長寿命化の方針が出たので、建てかえ計画のテンポを緩やかにすることで、年度当たりの負担額を軽減する方針を2023年6月に策定しました。

町田市の統廃合計画に対し、市民から「当面、長寿命化改修の校舎で現在の学校の存続を」という要望・意見に、町田市教育委員会は、長寿命化改修した後でも建てかえが必要で総事業費がかかるとしています。でも、それは当たり前のことで、1校について総事業費がかかっても、横浜市等では子どもたちの教育を大切にして、年度当たりの負担額を軽減することで対応しています。

4、文部科学省と話して確認したこと。

町田市教育委員会は、アンケート結果を都合よく解釈して、小学校の適正規模を1学年当たり3学級から4学級、1校当たり18学級から24学級としています。この点について文部科学省に聞いてみました。

文部科学省に私から、「小学校の適正規模について、学校教育法施行規則第41条では、『小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない』としておりますが、このただし書きは、各自治体の裁量で学級数の適正規模を決めてよいということでしょうか」と伺いました。

そうすると、文部科学省は、「文部科学省の示す適正規模はそんなに軽いものではない。それなりに重みを持っている。ただし書きは、地域によっては1学年1クラスしかできない地域もあるので、そういう想定で限定して考えている。国の小学校の適正規模の12学級から18学級には重みがある」とのことでした。

また、学校の統廃合については、文部科学省から2015年に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が出ています。

私から文部科学省に、「この手引に、学校の統廃合については、教育委員会は『保護者や地域住民と共通理解を図りながら学校統廃合するのかどうかについて考える必要があります』と書いてあります。また、統廃合は、『行政が一方向的に進める性格のものでないことは言うまでもありません』と書いてあります。でも、私が住んでいる自治体では学校の地域住民に丁寧な説明もないし、地域の意向も確かめずに統廃合計画を進めています。どうなんでしょうか」と聞いてみました。すると、文部科学省は、「手引に書いてあるとおりで、統廃合については行政が一方向的に行うものではありません」と答えていました。町田市教育委員会の統廃合計画の進め方は、文部科学省の統廃合の手引、方針に反しています。

5、子どもたちにとってまず一番の教育環境は、先生が自分たちをしっかりと受けとめる体制・状況になっているかです。

統廃合しないで現在の学校が存続すると、2028年度の場合、1クラス25人で、子どもたちの声もよく聞けて、目の行き届いた教育ができます。統廃合の場合、1クラス33人で、子どもが相談しようかなと思っても、「先生、何か忙しそう」と声をかけそびれてしまいます。

6、通学の安全の確保について。

私の子どもが南成瀬小学校に通っていたとき、小学校の正門から80メートルほど手前の交差点で、待っていた南成瀬小学校の子どもが自動車に引かれて亡くなりました。当時の交差点のところに花束が添えられ、その後、長さ1メートルほどの小さなガードレールが交差点の4カ所に設置されて、現在そのままあるので、見られます。

現在、南成瀬小学校と南第二小学校は、恩田川を間にして、通学としてはまとまっていますから、安全性が保たれています。

今回の統廃合計画で統合される南第二小学校に、南成瀬3丁目、4丁目等の子どもが階段をおりて、恩田川にかかる二反田橋を渡って都営団地6号棟のほうへ横断する場合に、

道路から段差4段の高さもあり、恩田川沿いに走る自動車から、小さい小学1年の子どもは見えにくいので危ないです。統合される南第二小学校からの下校では、恩田川を渡って南成瀬3丁目、4丁目の方向に歩くところには、高い擁壁が長く続き、住宅・民家がないので、特に早く暗くなる冬などは、小学生の子どもには防犯上危ないです。

#### 7、教育委員会会議について。

横浜市では、教育委員会会議に提出された請願の中で、市民の声も強く、内容的にも重要な請願については継続審議として、教育委員が独自に調査して、それをもとに長い間審議を進めることもあります。保護者関係の教育委員もおられますが、自分の子どもがこの統廃合計画の動きの中で学校生活を送るとしたら本当によいのかどうか考えてほしいです。

以上です。

○**教育長** 時間が参りましたので、陳述を終了していただきたいと思います。――ありがとうございました。

請願者による請願第7号の意見陳述が終わりました。

この後、請願者に対する質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に念のために申し上げます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対しては質疑をすることはできないこととなっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第7号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関しまして、委員の皆様から請願者へご質問などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時14分休憩

---

午前10時15分再開

○**教育長** 再開いたします。

それでは、請願第7号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長からご説明を申し上げます。

○**学校教育部長** 「南成瀬地区小学校の統廃合計画を一旦止めて地方自治の本来の姿として、地域に丁寧な説明をし、当事者の声を大切にし、地域の了解をえながら、一緒に進め



ることを求めます」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

初めに、推進計画の策定経過及び保護者や地域の方への説明についてでございますが、教育委員会では、2019年8月にPTA、町内会・自治会、町田市立小・中学校校長会の代表、学識経験者からなる「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会」を設置し、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について諮問いたしました。

審議会では、町田市立小・中学校の適正規模・適正配置を審議する上で必要な事項について、保護者や教員、市民の方々を対象としたアンケート調査の結果を尊重しながら、町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って調査・審議しております。

教育委員会では、この審議会の答申に基づいて、2020年3月に「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を策定いたしました。また、2020年5月には、適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを計画的に推進するため、「まちだの新たな学校づくり審議会」を設置し、「(仮称)町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について諮問いたしました。

これらの審議結果に基づき、教育委員会では2021年5月に「町田市新たな学校づくり推進計画」を策定いたしました。推進計画の策定については、2021年の第2回市議会定例会において行政報告をしており、以降、新たな学校づくりに関連する予算について市議会に承認をいただいております。

また、教育委員会では、推進計画の策定以降、さまざまな方法で保護者や地域の方に説明をまいりました。現在、新たな学校づくりに係る取り組みの進捗状況は、主に「まちだの教育」、「広報まちだ」、町田市のホームページ、「まちだの新たな学校づくり通信」で周知しております。

「まちだの教育」は、学校統合特別号としてこれまで4度にわたって全戸配布しており、2023年7月3日発行の学校統合第4号では、本町田、南成瀬、鶴川東、鶴川西、南一小の5地区で策定した「新たな学校づくり基本計画」に基づき、各検討課題に対する取り組みをお知らせしております。

また、「まちだの新たな学校づくり通信」は、地区それぞれの進捗状況をお知らせしており、南成瀬地区では、これまで8回発行しております。直接ご説明する機会としては、推進計画策定後に計10回開催した市民説明会や、基本計画の検討に着手する地区で意見交換会を実施したほか、基本計画策定後の2023年6月から7月にかけて「新たな学校づくり説明会」を開催しております。

さらに、地域の団体である町内会や自治会へは、推進計画策定直後に、基本計画の検討に着手する地区全ての町内会・自治会にお声がけをしているほか、その後も個別に説明を行っております。

そのほかにも、青少年健全育成地区委員会、民生委員・児童委員地区委員会へ個別の説明を行い、取り組みの進捗に合わせて随時説明を行っているほか、市内全域の幼稚園・保育園へは個別に説明を行い、未就学児の保護者への周知にご協力いただいております。

なお、保護者への説明に関しましては、引き続き保護者会や個人面談といった保護者が学校に来る機会を捉えて、児童・保護者が安心して統合に向けて準備ができるよう丁寧に説明していくとともに、個別具体的な質問にお答えをするよう丁寧に対応してまいります。

学校統合については、「白紙に戻す」から「スケジュールの変更」、「地区限定で反対」などの意見がある一方で、少子化や施設の老朽化を踏まえて、統合をして教育環境を整えてほしいという声や、通学の安全を確保して統合を進めるべきとの声もいただいております。

次に、子どもの教育環境についてでございますが、教育委員会では、2040年度における町田市立小・中学校の児童・生徒数が、2020年度と比べて約30%減少すると見込んでおります。このような中では、1学年単学級になる学校が増えてくると想定され、そうした場合でも、教員の学校運営に関する業務が減ることはありません。また、教員不足や教員の多忙化が社会問題となる中、子どもの教育といった本来の業務がおろそかになる、そんな現場の声を聞いております。

また、少子高齢化や学校施設の老朽化が進み、厳しい財政状況の中で、全ての学校施設を維持し、教育環境を充実させていくことは困難と考えております。

加えて、学校教育では、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合うことなどを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことから、小・中学校では一定の集団規模を確保することが必要と考えております。

そのため、教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化といった環境変化に対応するため、学校統合を「未来の子どもたちによりよい環境をつくる機会」と前向きに捉え、「町田市新たな学校づくり推進計画」を策定し、新たな学校づくりの取り組みを進めております。

次に、学校の適正規模についてでございますが、2023年4月時点で、南第二小学校、南成瀬小学校における通常の学級数は、ともに12学級となっており、現状のままでは、

2040 年度に南第二小学校は 12 学級、南成瀬小学校は 11 学級となる見込みで、小規模校にあたります。

なお、2025 年度に学校統合をした場合の通常の学級数は 23 学級、新校舎が完成する 2028 年度では 20 学級と、町田市が定める 1 学年当たりの望ましい学級数の範囲内になると見込んでおります。

学校教育法施行規則第 41 条では、小学校における標準的な学級数として 12 学級から 18 学級と定めております。「ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」としております。

2019 年度に教育委員会では、この学級数を定めるにあたり、教員や保護者にアンケート調査を実施するとともに、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会で議論してまいりました。

各学校の教員人数は、東京都が定める公立学校の教職員定数配置方針に基づき配置されます。例えば小学校では、通常の学級数が 12 学級、つまり、各学年 2 学級になる場合の教員定数は、校長、副校長を含めて 16 人となります。これが 18 学級、つまり各学年 3 学級となる場合には、教員定数は 23 人になります。

この教員定数の違いが小学校における教育活動にどのような影響を与えるかを教員の視点で申しますと、学年ごとの事務は、学級数が多ければ学級担任の人数で分担することができるため、1 人当たりの負担が軽減されます。学校の分掌事務は、どの学校も基本的に同じであることから、学級数、教員数が多くなるほど、1 人当たりの負担が軽減されることとなります。

さらに、学級数の増加によって加配される音楽などの専科教員や、学校統合に伴って加配される教員がおりますので、より多くの教員が子どもたちの教育にかかわることができるようになります。これらによって学年運営や学校運営の安定を図ることができます。また、経験の浅い教員にとってもお手本となる教員が多くいることで、教員の資質や技量を向上させる機会を多く得ることができ、チームとして教育にかかわることができます。

児童の視点で申しますと、学級数の少ない集団では、最初に形成された人間関係が固定化され、集団の中での役割という面で、変化や成長の機会が芽生えにくくなります。また、人間関係の悪化を解消する手段としてのクラス替えの効果も減少してしまいます。

一方、学級数が多い中で、毎年クラス替えを行うと、さまざまな考え方をを持った友人に出会える機会が増え、その中で自分に合った友達を見出す機会が増えます。多様性が尊重

されるこれからの社会で生きていく子どもたちにとって、狭い人間関係に閉じ込めることなく、当たり前のようにいろいろな人に出会い、触れ合う機会をつくることは、学校という場において大切なことであると考えております。

審議会ではそのような考え方のもと、小規模校のメリットとデメリットについて議論した結果、「子どもたちの人間関係から見たデメリット」、「教職員の体制づくりから見たデメリット」、「子どもたちが多様な考え方に触れる機会、学び合いの機会などから見たデメリット」は、小規模校において解決していくことは困難であることを確認しております。

教育委員会では、これらの視点やアンケート結果で寄せられた意見などを踏まえて議論をした審議会からの答申を受け、小学校では1学年当たり3学級から4学級を望ましい学級数といたしました。なお、清瀬市や小平市、相模原市なども、町田市と同様に、小学校における1学年当たりの学級数を3学級から4学級としております。

また、1学級当たりの児童数は、国の法改正や東京都教育委員会が定める学級編制基準を受けて、小学校では、学年進行で2025年度までに全学年35人学級化を進めております。この少人数学級の実現は、文部科学省において、教育現場からの強い要望を受けて実施したものになります。なお、1学級当たりの児童数については、35人学級においては18人から35人まで流動的に変動いたします。そのような学級編制の中で、教員は適切な教育活動をしております。

次に、通学路の安全確保についてでございますが、統合対象校の学校運営の協力者、保護者、教職員の代表者、新たな通学区域内の地域の代表者で構成する「基本計画検討会」や、現在、検討・協議を行っている「基本計画推進協議会」の中で、さまざまな意見や提案をいただきながら検討を行っております。

南成瀬地区におきましては、基本計画検討会における現地確認や議論をもとに、町田警察署、道路部、当該校の関係者、教育委員会において、2022年度中に通学路の合同安全点検を実施し、当該校の関係者や保護者とともに、具体的な通学路及び通学経路のシミュレーションを行っております。

その上で、2023年8月に開催した「第2回 南成瀬地区小学校 新たな学校づくり基本計画推進協議会」において議論しました2025年度の通学路候補案においては、請願理由にある二反田橋を渡る経路や、その周辺の高い擁壁が長く続く川沿いの道については、通学路の候補としないことを確認しております。

町田市新たな学校づくり推進計画は、全ての町田市立学校を対象に、少子化や学校施設

の老朽化に対応しながら、将来を見据えたよりよい教育環境を整備するとともに、地域と学校の新たなつながりを生み出す取り組みであると考えております。

引き続き各地区での新たな学校づくり基本計画推進協議会で、保護者、地域の方、学校関係者の方々からさまざまな意見を聞いて、よりよい教育環境をつくっていききたいと考えております。

そのため、「南成瀬地区小学校の統廃合計画を一旦止めて地方自治の本来の姿として、地域に丁寧な説明をし、当事者の声を大切にし、地域の了解をえながら、一緒に進めることを求めます（請願）」の願意には沿えないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○教育長** 請願第7号に関する願意の実現性、妥当性についての説明が終わりました。

私の教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございます。本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。何かございましたらお願いいたします。

**○森山委員** まず、統廃合計画にかかわる請願をいただいてありがとうございます。

私から1点事務局にお伺いしたい点がございます。先ほどの請願の中でも取り上げられましたが、いわゆる1学年当たりの望ましい学級数についてお伺いしたいと思います。

先ほどの部長答弁におきましては、町田市と同様に、小学校では18学級から24学級としている自治体について紹介がございました。私も承知をしておりますが、文部科学省では、標準的という言葉を使っていますけれども、小学校において標準的な学級数を12学級から18学級としています。小・中学校に関して、この標準とは異なる学級数を設定している自治体がどれぐらいあるのかということについてお伺いしたいと思います。

**○新たな学校づくり推進課長** 平成24年（2012年）2月の資料になりますが、そのときに国立教育政策研究所が報告をいたしました「全国市区町村教育委員会における小・中学校の適正規模や適正配置等に関する政策動向」によりますと、全国的に見た場合、学校教育法施行規則で標準規模とされております12学級から18学級を基準としている割合は、小学校の場合、全体の21.1%であり、自治体独自の基準は23.1%と、標準規模の割合とほぼ同等というご報告がありました。また、未定としている自治体は47.3%であり、約半数が適正規模の基準というものを示していないという状況でございました。

中学校の場合ですと、標準規模とされる 12 から 18 学級を基準としている割合は全体の 12.1%であり、自治体独自の基準は 32.7%と、およそ 3 割を占めている状況でございます。また、未定の自治体は、こちらも多く、47.6%でございまして、約半数は適正規模の基準というものを明示していない状況であるというご報告があります。

以上でございます。

**○関根委員** このたびは貴重なご意見をありがとうございました。

私からも事務局へ 1 つ質問させてください。通学路についてですが、先ほど二反田橋を渡る経路につきましては通学路の候補とはしないことを推進協議会で確認しているとの答弁がございました。今現在は、二反田橋を渡るルートは通学路になっているのでしょうか。また、このルートはなぜ候補に挙げたのか、その理由を教えてください。

**○新たな学校づくり推進課長** 二反田橋は、南成瀬 4 丁目の境のところですが、成瀬高校近くの恩田川にかかります会下山橋の下流にある歩行者専用の橋でございます。現在は南第二小学校と南成瀬小学校の学区境に当たるため、そもそも通学路になっていない橋でございますが、統合時には両学区の接続区域に当たり、近道になる可能性があることから、検討の候補として上げられておりました。

しかし、2022 年度の基本計画検討会におきまして、当該校の関係者や P T A、地域代表の方々と、通学路としてふさわしいか検討を行うとともに、町田警察署や道路部、当該校の関係者、教育委員会で合同安全点検をした結果、階段が急なことや、車道から歩行者の視認性が悪いことなど、児童が横断する道路としては適さないとのことをご意見を多くいただいたことから、新たな通学路の候補とはしないこととしております。

以上でございます。

**○関根委員** ありがとうございます。よくわかりました。

実は私、実際に二反田橋に行ってみたのです。確かに請願者の方がおっしゃるとおり、子どもたちが通学するには大変危険な場所だと感じました。でも、今ご説明にあったとおり、昨年度の基本計画検討会で、学校関係者や P T A、地域の方々、そして町田警察署などの関係各所の方々が安全点検してくださった上で通学路にならないと判断されたのであれば安心です。

今回の請願につきまして、私の意見を述べさせていただきます。

請願者の方には、未来の子どもたちの教育環境について、とても真剣に詳しく熱心にお考えくださり、大変感謝いたします。

先ほどから出ております町田市立学校適正規模・適正配置等審議会が調査・審議に必要な事項を検討するために設置された町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会に、私自身が、教育委員になる前に実際に所属しております、当時から関係各所のたくさんの方々と一緒にさまざまなことを検討してまいりました。

先ほどの学校教育部長の答弁にもありましたように、この統廃合が検討されてから、推進計画策定経過及び保護者や地域の方への説明について、子どもの教育環境について、学校の適正規模について、通学路の安全確保についてなど、町田市ではこれまでずっと、教育委員会を中心にたくさんの方々が、それぞれの立場の適任者が集い、真剣に考え、動き、常に最善の方法を選択しながら取り組んでおります。

そして町田市の厳しい財政状況の中で、少子化や学校施設の老朽化に対応しながら、将来を見据えたよりよい教育環境をつくっていくために、日々この問題に真剣に向き合っております。何よりもこの町田市で、子どもたちがよりよい環境の中で健やかに成長していくためです。そしてこれからも引き続き子どもたちのことを最優先に考え、地域の方々に丁寧な説明をしながら、今の計画どおり進めてまいりたいと思っております。

以上のことから、私といたしましては今回の願意には沿えない見解でございます。

私からは以上です。

○後藤委員 請願第7号に対して次の2点から私の意見を述べます。

まず1点目です。先ほどの学校教育部長の答弁にあったように、町田市教育委員会が、2019年、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を設置し、2020年に基本的な考え方を策定し、続いて、まちだの新たな学校づくり審議会設置、2021年に町田市新たな学校づくり推進計画を策定してきました。

この間に、それぞれの状況に応じて、保護者、地域の方々、市民の皆さん、学校関係者などの意見や、広くアンケート調査での皆様の考えを聞いて進めてきています。その上で市議会での承認をとっているわけです。

その後は、広報、市民説明会、意見交換会、各種地区委員会や保育・教育機関など、関係対象者の方々を初め、市民の皆さんにできるだけ丁寧に情報を出し、説明をして、ご理解をいただくように真摯に取り組んできております。当然足りない部分もございましょうが、この姿勢をもって今後も対応していくというわけですから、教育行政の取り組みとしては妥当な手順で行っていると判断しております。

2点目です。私が考える学校適正規模についてです。

私は現在及び未来においては、小学校の規模は1学年当たり3から4学級の規模が妥当であると考えています。その理由の1つとして、現在学校が抱えている大きな課題である不登校、いじめ、教員のメンタルヘルス、働き方改革など、直面するこれらの大きな課題とかかわっていると考えるからです。

私は37年間の小学校教員や校長の経験を通して、自分自身が1学級から5学級で構成した学年を幅広く経験することができました。1学級の担任、2学級での担任は、1人が25人程度の学級担任でしたけれども、子どもたちにとっては6年間にわたって人間関係や互いの見方がだんだんと固定化されていきます。そして子ども自身が新たな関係や見方に変えづらくなるという傾向が見られました。一度見られたその人の存在がそのままずっと続いてしまう。6年間続いてしまうわけです。

また、教員にとっては、その学級、学年の経営を1人や2人で行わなければならないという大変な負担感が常にあり、行事のたび、いろいろなことがあるたびに苦勞をします。特に教職経験の少ない教員や、初めてその学年を経験する教員にとっては困難さを感じ、非常に心身の疲勞を訴える、そういう同僚もたくさん見えています。若手教員のメンタルヘルス問題、離職問題、こういうことにも、やはりそのような環境下での仕事の仕方が大きくかかわっているのだと考えていました。さらに小規模校になると、専科教員の加配が少なくなり、1人の子どもを見る目は、各学年の担任を入れても、1人の子どもを見る目は2人から3人程度でしか対応できません。

一方、3～4学級の規模を適正規模と考えた場合には、子どもたちが6年間を通して、クラスがえのたびに、多様な人間関係づくりの機会が生まれ、ある子にとってはですけれども、新たに仕切り直したり、友達づくりをやり直したりということが弾力的にできる社会集団が形成できます。

教員にとっては経験差を生かして、OJTができ、チームで組織的に学級や学年の経営ができ、担任1人だけに過度な負担がかかることがなく、互いに助け合って仕事ができるなど、若手またミドルリーダーにとって、それぞれの育成に効果がありました。専科加配教員の数も多くなり、各学年ごとの子どもを見る目は4人から6人の教師になります。これはよりきめ細かに向き合えるようになると考えています。

また、私の経験の中では、区市の教育委員会や東京都教育委員会での教育行政にかかわったこと、校長時代には東京都及び町田市の校長役員のほか、全国連合小学校校長会の副会長を務め、責任ある立場で35人学級導入へ取り組んだり、全国諸地域の小学校教育の



実態も見聞きしてまいりました。中でも、町田の中には教員7年、校長8年、そして現在教育委員5年とかかわって、町田市の学校の大半も訪問し、その実情を捉え、その時代時代での教育課題に正面から向き合っ取り組んできています。

その結果、現在のいじめや不登校は、クラス人数に関係するだけではなく、その子を取り巻く集団内の関係で起こり得る。1人の教員では気づかずに、解決の時期を逸し、解決困難に陥っているところが多数ある。多くの教員が目で未然に防止できたり、時に固定化された関係を解消して、新たな環境で安心して学校生活を送れたりするように子どもたちを導くことができるなど、いじめ、不登校の目前の課題に対応できる学校環境づくりがぜひ必要だと考えています。

神戸市などが小学校の学級担任制から学年チーム担任制に移行しているのはその対応の1つです。つまり、現在及び未来の教育を考えるに当たっては、今学校で起こっている教育課題をしっかりと分析して捉え、この解決困難となっている現状に引きずられることなく、真に子どものためになる教育をどう構築していくか、新たな学校づくりの計画はそのための施策でもあります。

以上のことから、本請願は不採択が適当と考えます。

最後ですが、私ども教育委員の話し合いを一部揶揄するような表現が請願書に表記されているというふうに感じました。教育者として日ごろより言葉の使い方には気をつけている私としましては、これに大変驚き、記録に残るこの表現をいかななものかと思ったことを申し添えます。

以上です。

○**教育長** それでは、請願の願意に対する委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますが、森山委員いかがでしょうか。

○**森山委員** これまでの経緯と本日の議論を踏まえまして、私から意見を述べたいと思います。

当請願の願意につきましては沿えないものと考えます。

以上です。

○**教育長** そのほかにいかがでしょうか。何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。――よろしいですか。

それでは、以上で質疑を終了いたします。

請願第7号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見というふうを受けとめました。本請願につきましては不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第7号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第7号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時44分休憩

---

午前10時45分再開

○教育長 再開いたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、私からは、この間、期間が短く、行事等への出席にかかわる特段の報告はございません。

主な活動はお配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

それでは次に、各委員からご報告をお願いいたします。

○後藤委員 2024年は本当に年明けから能登半島地震、航空機事故などの災害が起こり、大変暗いスタートになったと感じているのですけれども、今週より学校も始まりましたが、やはり新型コロナ、インフルエンザ、ウイルス性感染症などもはやって、相変わらずの感染症対策で学校はスタートしているようです。

さて、昨日、中学校副校長会で学校における危機管理とサービスについてお話をする機会がありました。防ぐことが難しい自然災害、あるいはヒューマンエラーが大半の原因で起こっている学校の事故など、あらゆる危機に対応しなければならないのが現状です。中でも教職員のサービス事故は、ここ数年で激減させたものとして、厳罰化と指導強化をした体罰、情報セキュリティ強化により個人情報の紛失、公会計化等により会計事故の防止などが、非常に成果を上げていることもあります。

しかし、一方、性暴力、わいせつ、セクハラ、あるいはパワハラなどについては、指導の効果が限定的で、とめることはなかなか難しいという現状も見られます。

教職員のメンタルヘルス問題、教員不足による指導体制の困難さなども、学校の健康管

理や働き方改革や教員確保に一層の推進が必要となっているのも現状です。

学校は危機管理体制を整備し、未然防止の取り組みであるリスクマネジメントを立て、危機発生時の対応であるクライシスマネジメントを実行し、再発防止の取り組みであるナレッジマネジメントを企画・遂行しなければなりません、校長あるいは副校長には、この学校危機管理能力も積み重ねて力強く育成していかなければなりません。

町田市及び町田市教育委員会は学校危機に対応すべく、教育課題解決へ意図的、計画的で、他区市とも比較しても先進的に取り組んできていると思いますけれども、やはり解決困難な課題について再度見直し、学校危機管理能力の育成や新たな対策、体制づくりなどの必要性について検討、再構築すべき時期にもあるのではないかと思います。

私からは以上です。

○**関根委員** 私からは1点ご報告させていただきます。

1月9日に金井中学校でいじめ防止講演会が行われました。これは教職員が対象のものです、学校運営協議会の委員の方々や地域の方々も聞きに来られていました。

今回講演してくださったのは、川崎市にお住まいのご子息を自死で亡くされたご両親で、その当時の経過記録や遺書も公開し、そのときの親としての思いや子どもを亡くした親だからこそわかること、皆さんに伝えたいことなどをお話してくださいました。

亡くなったM君はふだんから正義感の強い子で、将来は警察官になりたかったそうです。そんな心優しいM君が同級生4人からいじめられている友人をかばったことで、今度はM君が標的になり、たたく、蹴る、肩パンチ、名前を呼んで振り向きざまにビンタ、集団で押さえつけての下着おろしなど、聞くに耐えない暴力的な内容のいじめを受けていたようです。先生はそこまで気づかず、じゃれ合いのように受けとめ、保護者が学校での様子を聞いても、「いじられキャラだから」と流し、周りで見ている子どもたちも、余計なことを言うと、次の標的は自分かもしれないと、声を出せずにいたということでした。

傍観者イコール加害者ではないと思いますが、周りの大人や先生が、傍観者も含めて、もっとしっかり見ていればと、今さらながらに思うところがあります。いじめに気づいたら、助けるのは普通のことだと大人は思いがちですが、自らを責めて葛藤するM君の友人たちの声を聞くと、この子たちだっつつらい状況にあったんだと理解できます。

ご両親が後悔していることの1つに、主犯格の加害生徒の教科書をM君がカッターで切ってしまったというトラブルがあったとき、「これだと、あなたが悪者になってしまうよ。やり方を間違えたんだね」と諭しました。親なら当然そう言うと思います。でも、そのと

きM君は初めて、「お母さんは偽善者だ」とソファに突っ伏して泣きじゃくったそうです。そのときのM君がどんな思いだったのか。最後の苦しい気持ちがあらわれた行動だったのに、やった行為だけを見て、なぜそういうことを言ってしまったのか。心の奥まで酌み取ってあげられなかったことを今でも深く悔やんでおられました。

親しい友人へのいじめを見て見ぬふりができなかつた心優しいM君が、どうしてと思いますが、彼はそれでも声を上げたのです。そして死をもって抗議したのだと思います。

子どもが学校へ行きたくないと話したら、それは大きなSOSのサインかもしれません。頭痛など体調不良を伴う場合もきっと何か原因があるはずです。そのときは、まず保護者が詳しく話を聞いてあげてほしいと思います。

また、どんな形であれ、いじめが発生した場合は、私たち大人が動かなくてはなりません。いじめは子どもたちだけで解決できる問題ではないのです。また、未熟な子どもたちが集う学校の教育現場では、先生方しか頼る大人はいません。理不尽ないじめをする子どもたちのほうにも、家庭の問題やいろいろな事情を抱えていることで、心がすさんでしまっているケースも多々あります。それも含めて、どうにかして周りの大人が救ってあげないと、このような悲しい事件は絶対になくならないと思います。

この事件は川崎市で起こったことですが、今回の講演会では、うなずきながら真剣にお話を聞いておられる先生方を見て、いま一度いじめについて考えるととてもよい機会をいただけて本当にありがたいと思いました。子どもたちが他人の不幸を見て見ぬふりをする大人にならないように、そしてそんな空気を作らないように、私たち大人が子どもたちに真剣に向き合い、問題を解決しながら、子どもたちみんなが温かい心を持つ人間になるように育てていかなければならないと思いました。

私からは以上です。

**○森山委員** 私からは、行事等はこちらに示したものですが、1点だけ、来年度を迎えるに当たっての今年ということで、あと3カ月ほどございますが、いろいろな状況を考えますときに、多くの諸課題が山積している学校のただ中において、特に働き方改革等によって、研修の充実が少しトーンダウンしているような感じもいたします。そういう意味では、こういう諸課題が山積する中においては、研修の充実が現職の先生方にとってやはり重要な問題だと思います。そのあたりのところをしっかりと理解し、来年度に向けてスタートするのが、今年の最初であろうと考えました。

今年もどうぞよろしく願いいたします。

○**教育長** そのほかに事務局も含めて報告あるいは質問などありましたらお願いします。  
——よろしいですか。

それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第23号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○**学校教育部長** 議案第23号「町田市教育委員会児童生徒表彰について」、ご説明いたします。

本件は、他の模範となる行いをした児童・生徒または芸術、文化、スポーツ等の分野で活躍し、優秀な成績をおさめた児童・生徒を町田市教育委員会児童生徒表彰規程に基づき、表彰するものでございます。

1枚おめくりください。

表彰候補者一覧でございます。個人対象が28件、団体対象が7件で、合計35件でございます。

内訳といたしましては、有益な発明、工夫考案が9件、人命救助・伝統文化の継承活動が3件、スポーツにおける優秀な成果が19件、文化的な活動における優秀な成果が4件でございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かご質問等ございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第23号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第25号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○**学校教育部長** 議案第25号「町田市学校保健功労者の表彰及び感謝状の贈呈について」、ご説明いたします。

本件は、長年にわたり学校医等として学校保健の進展に寄与され、その功績が顕著な13名を、町田市教育委員会職員等表彰規程第2条の規定に基づき、表彰するものです。

また、多年にわたり学校医等として学校保健の向上に尽くされた10名に、町田市教育委員会感謝状の贈呈に関する要綱第3の規定に基づき、感謝状を贈呈するものです。

対象者は資料のとおりになっております。

説明は以上となります。

○**教育長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第25号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4、報告事項に入ります。

本日の報告事項は5件ございます。

まず、報告事項(1)について、担当者からご報告させていただきます。

○**教育総務課担当課長** 報告事項(1)「町田市立学校の学校教材費等徴収規則の一部を改正する規則について」、報告いたします。

改正理由は、学校教材費等の徴収の対象期間の区分を変更するため、改正したものととなります。

学校教材費につきましては、今年度より公会計化を行い、市の予算を学校に再配当し、学校にて教材等を購入、その金額について市が保護者へ請求、徴収を行っております。

徴収につきましては、3学期制の学校に在籍している場合は3回に分けて、2学期制の学校に在籍している場合は2回に分けて行っております。それぞれの徴収の対象期間を定めておりまして、この期間に配布した教材、実施した行事等にかかる費用を請求しております。

請求に当たりましては、各学校にて教材の配布、行事の実施後に、最終的な請求額を確定します。3学期制の学校の2回目の請求ですが、項目2「改正内容」の表の請求回「2回目」欄にありますとおり、2回目の請求の納期限は1月末日で、保護者への請求は1月

の中旬に行います。請求額を確定しますのに、規則改正前の 12 月分の教材配布、行事実  
施を含めると、1 月末日を納期限とする請求に間に合わないことが運用後わかりました。  
そのため、2 回目の請求の対象期間を「9 月から 11 月まで」とし、3 回目の請求を「12  
月から 3 月まで」と改めたものになります。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問などございましたらお願いいたします。—  
—よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（2）について担当者からご報告いたします。

○**生涯学習総務課長** 報告事項（2）『『市民の歴史探求事始め～町田自由民権カレッジ 4  
期生の成果～』の開催について』でございます。

町田自由民権カレッジは、3 年にわたり町田の歴史を調査・研究するためのカリキュラ  
ムを設けた自由民権資料館の講座です。このたび町田自由民権カレッジの第 4 期生が修了  
したため、その成果を発表する展示を開催いたします。

添付にございます P R チラシでございます。このチラシの裏面の中ほどに今回の展示テ  
ーマが記してございます。4 期生のそれぞれの卒業生が研究したテーマごとに展示を行っ  
ております。

さて、この自由民権カレッジは 2009 年から始まりましたが、自由民権資料館のあり方  
見直しや当初の受講生からの変化なども踏まえ、この 4 期生で一度講座を終了いたします。  
自由民権資料館では、新たな歴史を学ぶ「まち歴」講座を今年度からスタートさせており  
ます。町田の歴史を学ぶ入り口を広げ、たくさんの方に郷土の歴史に興味を持っていただ  
けるよう今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かご質問などございましたらお願いいたします。  
—よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（3）について担当者からご報告いたします。

○**市民文学館担当課長（町田市民文学館長）** 報告事項（3）『『生誕 100 年遠藤周作展—  
ミライを灯すことば』の実施報告について』、ご説明さしあげます。

文学館では、10 月 21 日から 12 月 24 日まで、町田ゆかりの作家、遠藤周作の生誕 100

年を記念し、遠藤文学の「ことば」に焦点を当てた展覧会を実施しました。

期間中の総観覧者数は3,401人で、会期54日間の1日平均は約63人となりました。

展示室では、現在活躍中の作家4名の方々に、純文学の代表作6作に対する現代的なテーマでの解説をご執筆いただき、今読むべきものとしての遠藤文学の意義を提示したほか、作品やエッセイの抜粋をバナーやパネル等にし、グラフィック化したものや、直筆の原稿、ノートを提示し、「ことば」の世界に浸れるような空間をつくり出しました。

今回文学館において3回目となる遠藤周作に関する展覧会でしたが、生誕100年という記念の年を1年間かけて盛り上げていくために、早くからイベントを重ねてきました。

3枚おめくりいただいて、関連イベント一覧をご覧ください。

ふるさと納税やPR動画の作成による広報のほか、2023年3月以降、講演会や映画上映会といった文学館単独イベントだけではなく、市内の音楽座ミュージカルと実施した朗読会、遠藤の地元、玉川学園コミュニティセンターでのパネル展、桜美林大学との共催により実施した遠藤の人生とイエスキリストの生涯を組み合わせ書きおろした新作歌劇「合唱物語 沈黙の声」など、さまざまな団体・施設と連携をとりながら、多くのイベントを実施し、展覧会に向けた機運を醸成してきました。こうした取り組みにより、今回の展覧会は、遠藤文学に多角的に迫り、未来を灯すメッセージを読み取っていただく機会になったと考えております。

展覧会のアンケートからは、町田市民の観覧者の割合が34.4%と最も高く、地元作家への関心の高さがうかがえました。また年代は、60代、25.3%、50代、20.2%、70代、18.4%と、想定した中高年齢層が主な観覧者となりましたが、10代から30代も14.7%おり、若い世代に向けて遠藤の「ことば」を発信することもできたと考えております。

報告は以上となります。

**○教育長** ただいまの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（4）について担当者から報告させていただきます。

**○市民文学館担当課長（町田市民文学館長）** 報告事項（4）「『少女たちのお手紙文化 1890-1940 展 変わらぬ想いは時を超えて』の開催について」、ご説明さしあげます。

文学館において、1月20日から3月24日まで、明治期から昭和初期の少女たちが担ってきたお手紙文化を振り返る展覧会を開催いたします。



本展では、封筒や便箋などのお手紙道具、手紙の用例集、文通の場として読者投稿欄を設けた少女雑誌のほか、およそ100年前を生きた少女たちの手による実際の手紙440通の中から厳選した手紙約40通も紹介いたします。

観覧時間は午前10時から午後5時まで、観覧料は無料となっております。

関連イベントとしまして、「切手デザイナーのおしごと レトロかわいい切手のひみつ」講演会や、初めてのガラスペン教室などのワークショップを行います。

報告は以上となります。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございましたらお願いいたします。

○関根委員 少女たちのお手紙文化という切り口がとてもおもしろいと思います。こちらのパンフレットにもありますように、かつて手紙は人々をやわらかく結びつける大切な役割になっていて、手書きの文字には書き手の人柄や思いを反映し、読み手に温もりを感じさせるとありますが、今の時代では、手紙を書く文化がなかなか見られなくなってきました。今は昭和レトロブームでもありますし、このSNSの時代に、改めて手紙に着目した大変興味深い企画だと思いますので、私もぜひお伺いしたいと思います。

以上です。

○教育長 そのほかにかがでしょうか。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

最後に、報告事項（5）について担当者からご報告をいたします。

○市民文学館担当課長（町田市民文学館長） 報告事項（5）「『ことばらんどショートショートコンクール2023』受賞者の決定について」、ご説明さしあげます。

7月1日から9月20日まで、町田市内在住・在学の小・中・高校生を対象に実施した「ことばらんどショートショートコンクール2023」について、このたび受賞者が決定いたしました。

今年度は、審査員長を務めるショートショート作家、田丸雅智さんや、文学館学芸員による出張授業を10校で行うなどして、小学生404作品、中学生552作品、高校生46作品、計1,002作品のご応募をいただきました。

1次審査を事務局職員が、2次審査を審査員長のショートショート作家、田丸雅智さん、審査員の町田市出身のラッパー、KEN THE 390さん、エッセイストの藤岡みなみさんの3名が行い、小学生部門、中・高校生部門からそれぞれ市長賞、教育長賞、東京町田・中ロータリークラブ会長賞、審査員賞、ことばらんど賞、そして本年度の特別賞である遠藤周

作賞の6賞を選出いたしました。

受賞者及び受賞作品は記載のとおりです。

1月27日に町田市民フォーラム3階ホールにて表彰式を実施します。当日は表彰状の授与と審査員による作品朗読及び座談会を行います。

また、1月5日から2月4日まで、文学館1階サロンにおいて、受賞した全12作品を審査員の講評とともに展示しております。

受賞作品につきましては、今後冊子を作成し、ご本人と市内の小・中・高校に配布するほか、町田市ホームページでも公開いたします。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の公開での議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

休憩いたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時11分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第10回定例会を閉会いたします。

午前11時16分閉会